

平成 26 年度  
第 2 回  
倉吉市国民健康保険運営協議会

日 時 平成 26 年 8 月 21 日 (木) 午後 1 時 30 分～2 時 30 分  
場 所 倉吉市役所 大会議室 (本庁舎 3 階)

日 程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 市長あいさつ
- 4 諮問書の提出
- 5 議事録署名委員の決定
- 6 諮問事項 ページ
  - (1) 倉吉市国民健康保険料率の検討について ----- 1
    - ・平成 27 年度以降の国保料率の検討について ----- 2
    - 〔別冊資料〕 「倉吉市国民健康保険の現状について」
    - 「倉吉市国民健康保険基礎資料」
  - (2) 国民健康保険の給付に係る出産育児一時金の引き上げについて ----- 5
- 7 そ の 他
- 8 閉 会



# 倉吉市国民健康保険運営協議会委員

平成26年7月25日現在

(任期:平成28年7月24日まで)

(敬称略)

選出区分	氏名	所属	役職	備考
被保険者を代表する委員 (5名)	廣戸 直登			
	宍戸 明男			
	北村 祐子			
	山口 とも子			
	池谷 知恵			
保険医又は保険薬剤師を代表する委員 (5名)	松田 隆	中部医師会		
	野田 博司	中部医師会		
	福嶋 寛子	中部医師会		
	桑名 富雄	中部歯科医師会		
	加藤 美加	中部薬剤師会		
公益を代表する委員 (5名)	栗原 隆政	鳥取中央農業協同組合		
	伊田 充雄	倉吉市民生児童委員連合協議会	会長代理	
	山根 奈緒美	倉吉商工会議所		
	美船 智代	鳥取短期大学		
	岡野 勝義	倉吉市自治公民館連合会	会長	
被用者保険等被保険者を代表する委員 (1名)	吉長 誠	全国健康保険協会鳥取支部		



発 医 第 7 9 6 号  
平成 26 年 8 月 21 日

倉吉市国民健康保険運営協議会  
会長 岡 野 勝 義 様

倉吉市長 石 田 耕太郎

#### 倉吉市国民健康保険料率の検討について（諮問）

国民健康保険は、相互扶助と負担の公平を基本とし、その運営は加入者が負担する保険料と公費等によってまかなうことを原則としています。

本市においては、国保財政調整基金を取り崩しながら保険料率を低く抑えた国保財政運営を行っていましたが、医療の高度化等による医療費の伸びにより財政調整基金が底をつく状況となったため、平成 22 年度と平成 24 年度の 2 回にわたり保険料の引き上げを行ってきたところです。

平成 24 年度以降の保険料率の検討にあたっては、国の進める医療制度改革の見通しが不透明であったことから、平成 26 年度までの期間を対象とし、引き上げ幅をできる限り抑制した保険料率の設定を行いました。

現在、国において社会保障制度改革が進められており、この中で国保運営主体を平成 29 年度までに都道府県に移行することが示されています。

このような状況を踏まえながら、平成 27 年度以降の保険料率についての検討をお願いし、貴運営協議会の意見を求めるものです。

# 平成27年度以降の国保料率の検討について

平成29年度に国保運営主体の都道府県化が予定されていますが、具体的な実施時期や内容が明確にされていないため、平成27年度から平成29年度末までの3ヵ年度分の国保財政推計を行い、保険料を試算します。

## 1 国民健康保険料（医療分+支援金分）試算

### 1 算定に必要な基礎数値

#### ① 一般被保険者数推計

- ★ 被保険者数は、H26一般被保険者数（12,300人）から、年  $\Delta 200$  人の減少を見込んで推計
- ★ 軽減対象人数は、H26の軽減人数割合を乗じて推計

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
被保険者数	12,100 人	11,900 人	11,700 人	35,700 人
7割減	3,643 人	3,583 人	3,522 人	10,748 人
5割減	1,148 人	1,129 人	1,110 人	3,387 人
2割減	2,492 人	2,451 人	2,409 人	7,352 人
軽減無	4,817 人	4,737 人	4,659 人	14,213 人

#### ② 一般被保険者世帯数推計

- ★ H24～H26の平均世帯構成被保険者数  $1.689$ 人/世帯 により推計

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
世帯数	7,164 世帯	7,046 世帯	6,927 世帯	21,137 世帯
7割減	2,591 世帯	2,549 世帯	2,506 世帯	7,646 世帯
5割減	503 世帯	495 世帯	487 世帯	1,485 世帯
2割減	1,328 世帯	1,306 世帯	1,284 世帯	3,918 世帯
軽減無	2,742 世帯	2,696 世帯	2,650 世帯	8,088 世帯

#### ③ 一般被保険者賦課対象所得額推計

- ★ 1人当たり賦課対象所得額を、H24～H26平均増加率  $0.4\%$  により推計

平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
5,883,589 千円	5,809,485 千円	5,734,697 千円	17,427,771 千円

#### ④ 一般被保険者賦課対象資産税推計

- ★ 1人当たり賦課対象資産税額をH24～H26減少率  $\Delta 1.5\%$  により推計

平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
335,025 千円	324,549 千円	314,309 千円	973,883 千円

#### ⑤ 一般被保険者医療給付費推計

- ★ 1人当たり保険者負担額増加率  $3.5\%$  により推計

平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
3,644,133 千円	3,709,337 千円	3,774,642 千円	11,128,112 千円

#### ⑥ 賦課総額（保険料収納として必要な額）の推計

- ★ 国の予算編成方針通知に基づき推計

## 2 保険料構成比

- ★ 国民健康保険法施行令の標準割合により算出

一般保険者に係る賦課総額（保険料賦課として必要な額）を	所得割	40%	として保険料率を算出
	資産割	10%	
	均等割	35%	
	平等割	15%	

医療分+支援金分 算定

- 基礎数値 ※平成27～29年度の3ヵ年度分合計の数値

被保険者数 ①	世帯数 ②	賦課対象所得 ③	賦課対象資産 ④
35,700 人	21,137 世帯	17,427,771 千円	973,883 千円

- 算定条件 財政調整基金・一般会計法定外繰入は考慮しない。

- 保険料賦課額算定 ※平成27～29年度の3ヵ年度分合計の数値

		費目	金額
支出		医療給付費額	11,128,112 千円
		後期高齢者支援金額	2,130,180 千円
		その他支出	2,794,182 千円
		計 ⑤	16,052,474 千円
収入		国収入	4,330,585 千円
		県収入	1,130,188 千円
		支払基金収入	3,960,000 千円
		その他収入	3,292,323 千円
		計 ⑥	12,713,096 千円

平成27～29年度保険料収納必要額	⑦	3,339,378 千円	⑤－⑥
予定保険料収納率	⑧	93.00 %	
平成27～29年度保険料調定必要額	⑨	3,590,729 千円	

- 現行保険料率に基づく保険料賦課算定結果

平成27年度～平成29年度保険料賦課総額	⑩	3,514,401 千円	⑦／⑧
所得割に係る賦課総額 (40%)	⑪	1,516,216 千円	⑩×40%
資産割に係る賦課総額 (10%)	⑫	272,687 千円	⑩×10%
均等割に係る賦課総額 (35%)	⑬	1,120,980 千円	⑩×35%
平等割に係る賦課総額 (15%)	⑭	604,518 千円	⑩×15%

平成27～29年度保険料不足額 (3ヶ年分)	⑩－⑨	△ 76,328 千円
------------------------	-----	-------------

* 1人当たり保険料不足額	⑮／①	△ 2,138 円
* 1世帯当たり保険料不足額	⑮／②	△ 3,611 円

- 保険料率

	所得割 ⑪／③	資産割 ⑫／④	均等割 ⑬／①	平等割 ⑭／②
現行	8.70 %	28.00 %	31,400 円	28,600 円

- 算定保険料

	算定保険料		軽減後保険料	
	1人当たり ⑨／①	1世帯当たり ⑨／②	1人当たり	1世帯当たり
現行	98,443 円	166,268 円	83,532 円	141,084 円

## 2 国民健康保険料（介護納付金分）試算

- 「介護納付金分」は国民健康保険に加入している方のうち、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の方に納めていただく保険料で、介護納付金の納付に充てられます。

### 【保険料率（現行）】

所得割 ①	資産割 ②	均等割 ③	平等割 ④
1.55%	6.50%	8,500円	5,000円

区 分	平成24年度(決算)	平成25年度(決算)
	算定対象数値	算定対象数値
賦課対象所得額 ⑤	3,192,809,180 円	3,013,653,134 円
賦課対象資産税額 ⑥	151,391,500 円	137,918,900 円
被 保 険 者 数 ⑦	5,593 人	5,315 人
世 帯 数 ⑧	4,417 世帯	4,295 世帯

区 分	算定額	算定額	
算定額	所 得 割	49,487,368 円	46,710,547 円
	資 産 割	9,839,883 円	8,964,220 円
	均 等 割 ③×⑦	47,540,500 円	45,177,500 円
	平 等 割 ④×⑧	22,085,000 円	21,475,000 円
	算 定 額 計	128,952,751 円	122,327,267 円
限 度 超 過 額	3,192,569 円	3,188,089 円	
算 定 賦 課 額 ⑨	107,572,700 円	101,576,400 円	
1 人 当 たり 賦 課 額 ⑨/⑦	19,233 円	19,111 円	
1 世 帯 当 たり 賦 課 額 ⑨/⑧	24,354 円	23,650 円	

### ○費用（介護納付金）との比較

費用	介護納付金 ⑩	311,688,373 円	323,504,279 円
収 入	療養給付費等負担金	99,489,702 円	103,365,269 円
	国調整交付金	39,629,000 円	42,903,000 円
	県調整交付金	18,175,000 円	18,812,000 円
	保険料滞納分	7,499,528 円	7,118,413 円
	基盤安定繰入金	21,410,300 円	20,537,713 円
	収入計 ⑪	186,203,530 円	192,736,395 円

保険料収納必要額 ⑫=⑩-⑪	125,484,843 円	130,767,884 円
保 険 料 収 納 率 ⑬	91.85 %	92.41 %
不 足 額 ⑭=⑫-⑬	△ 17,912,143 円	△ 29,191,484 円

賦 課 総 額 ⑫×⑬	136,619,317 円	141,508,369 円
-------------	---------------	---------------

1 人 当 たり 不 足 額 ⑭/⑦	△ 3,203 円	△ 5,492 円
1 世 帯 当 たり 不 足 額 ⑭/⑧	△ 4,055 円	△ 6,797 円



発 医 第 7 9 7 号  
平成 26 年 8 月 21 日

倉吉市国民健康保険運営協議会  
会長 岡 野 勝 義 様

倉吉市長 石 田 耕太郎

国民健康保険の給付に係る出産育児一時金の引き上げについて（諮問）

産科医療補償制度のために分娩機関が支払う掛金が、平成 27 年 1 月 1 日以降の分娩から、現在の 1 分娩当たり 3 万円から 1 万 6 千円に引き下げられることとなりました。

これを受け、被用者保険においては、出産育児一時金の加算の基準額を 1 万 6 千円に引き下げ、また、出産費用の実勢価額が上昇傾向にあることに配慮し、出産育児一時金の本体を現在の 39 万円から 40 万 4 千円に引き上げるよう健康保険法施行令等の改正が予定されているところです。

本市においても子育て支援の充実及び被用者保険との均衡の観点から、本市国民健康保険の給付に係る出産育児一時金についても同様に引き上げたいと考えますので、貴運営協議会の意見を求めます。

## 記

### 1 諮問内容

出産育児一時金の額を、平成 27 年 1 月 1 日から現行 39 万円から 40 万 4 千円に引き上げ、「産科医療補償制度」に係る出産についての加算額を現行 3 万円から 1 万 6 千円とすること。

### 2 出産育児一時金について…別添参考資料

## 出産育児一時金について

### 1 出産育児一時金の支給額について

被用者保険の給付に係る出産育児一時金については、政令等で金額が定められていますが、国民健康保険の法令では、保険者は、被保険者の出産に関しては、条例の定めるところにより出産育児一時金の支給を行うものとされており、各自治体の条例により金額を規定しており、ほとんどの自治体で現行 39 万円（「産科医療補償制度」に係る出産については現行 42 万円）を支給しています。

#### 国民健康保険法

第 58 条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

### 2 産科医療補償制度について

産科医療補償制度とは、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった小児に補償金 3 千万円を支払う制度で、運営組織の公益財団法人日本医療機能評価機構が契約者となる損害保険に分娩機関ごとに参加し、1 分娩当たり 3 万円（現行）の保険料を支払うというものです。

### 3 出産育児一時金の経緯

- ・平成 18 年 10 月 1 件 30 万円から 35 万円に引き上げられる。
- ・平成 21 年 1 月 産科医療補償制度の創設に伴い、3 万円を加算し 38 万円となる。
- ・平成 21 年 10 月 少子化対策として 4 万円引き上げられ、42 万円となる。  
※平成 23 年 3 月までの暫定措置
- ・平成 23 年 4 月 1 件 42 万円の支給額が恒久措置となる。  
※これに併せて、妊婦の負担軽減のための出産育児一時金の分娩機関への直接支払制度が開始された。

### 4 予算措置について

出産育児一時金の額は 1 万 4 千円引き上げとなりますが、産科医療補償制度加入の加算後の額は 42 万円のままとするため、新たな予算措置は不要となります。

なお、出産育児一時金の支給額に対し 3 分の 2 の額を一般会計から繰入れることが義務づけられており、繰入金については地方交付税で措置されることとなっています。



